

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第88回）議事録

- 1 日時 令和8年2月17日（火）13:00～13:45
- 2 場所 Web会議による開催
- 3 出席者
 - (1) 委員（敬称略）
岡田 羊祐（部会長）、浅川 秀之、荒牧 知子、江崎 浩、藤井 威生
（以上5名）
 - (2) 専門委員（敬称略）
相田 仁、大谷 和子（以上2名）
 - (3) 総務省
＜総合通信基盤局＞
 - ・電気通信事業部
吉田 恭子（電気通信事業部長）、井上 淳（事業政策課長）、
岸 洋佑（事業政策課調査官）、杵浦 維勝（電気通信技術システム課長）、
八代 将成（電気通信技術システム課番号企画室長）、
平松 寛代（基盤整備促進課長）
 - (4) 事務局
金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）
- 4 議題
 - (1) 答申案件
「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」に
ついて 【令和7年7月4日付け諮問第1242号】
 - (2) 議決案件
「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について
【令和7年6月17日付け諮問第1241号】

開 会

○岡田部会長　　ただいまから情報通信審議会第88回電気通信事業政策部会を開催いたします。

　　本日はウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員8名中5名が出席し、定足数を満たしております。

　　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は答申案件1件、議決案件1件でございます。

議決案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について

【令和7年7月4日付け諮問第1242号】

○岡田部会長　　はじめに、令和7年7月4日付け諮問第1242号「最終補償提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について審議いたします。

　　それでは、ユニバーサルサービス政策委員会の大谷主査及び委員会事務局から御説明をお願いいたします。

○大谷主査　　ユニバーサルサービス政策委員会の主査を担当しております、大谷です。諮問第1242号「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」第一次答申（案）に寄せられた御意見と、それらに対する考え方につきまして、ユニバーサルサービス政策委員会における検討結果を御報告させていただきます。

　　昨年12月19日の部会での御審議を踏まえまして、12月20日から本年1月23日までの間、答申案に対する意見募集が行われています。その結果、法人から8件、個人から3件、計11件の御意見の提出がありました。これらの御意見につきまして、2月10日にユニバーサルサービス政策委員会を開催いたしまして、その考え方を整理しています。その結果につきましては、資料88-1-1にお示ししているところです。

　　検討の結果、寄せられた御意見を踏まえまして、ユニバーサルサービス政策委員会としましては、答申案の内容に特に変更を加えるべき点はなく、原案のままで適当であるとの結論に至っています。詳細につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

○岸事業政策課調査官　事務局です。資料88-1-1に基づいて御説明をさせていただきます。先ほど主査から御紹介ありましたとおり、11件の方々から御意見をいただきました。

て、項目としては42個に整理しています。時間の関係上、ポイントとなるところをピックアップしながら御説明をさせていただきます。

まず、意見の3番、資料の3ページについて、今回の一次答申の1つ目の柱である、ユニバーサルサービスに追加するサービスの扱いについての意見です。意見3の2つ目のパラグラフについて、ワイヤレス固定電話というユニバーサルサービスの提供地域の扱いについて御議論いただき、固定電話サービスの円滑な移行のためには、光未整備エリアの他、光整備エリアであっても、個別の事情により利用者がFTTHを利用できない場合、あるいは利用者がモバイルを活用した固定電話の利用を希望した場合、利用者利益を最大限保護する観点から、ワイヤレス固定電話による代替を認めることが適当という答申内容でした。

これに対して、3つ目のパラグラフについて、ワイヤレス固定電話の提供は利用者が提供を受けることを希望した場合を要件としているため、光整備エリアにおいても実質的に制限なくワイヤレス固定電話役務の提供が可能となります。ワイヤレス固定電話役務、あくまでNTT東西に対する自己設備設置要件というルールの例外として提供が認められていることを踏まえると、その提供は抑制的であるべきと考えるとの意見が寄せられています。加えて4つ目のパラグラフについて、光整備エリアでのワイヤレス固定電話の提供が抑制的かつ適切に運用されていることを検証するため、契約の事由に応じた契約数等だけでなく、運用の実態を含めた実施状況報告及びこれを踏まえた事後検証が必要といった趣旨の御意見をいただいています。

これに対して、審議会としての考え方の案を右側にお示ししています。ワイヤレス固定電話につきましては、固定電話サービス移行円滑化委員会で整理された考え方を踏まえ、現在総務省において、光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できることを可能とする制度整備が検討されているものと承知しており、利用者利益を最大限保護しつつ、NTT法の趣旨をも踏まえた適切な対応であるという考えをお示ししています。事後検証につきましても、固定電話サービス移行円滑化委員会において、代替サービスへの移行状況についてNTT東西に定期的な報告を求めることが適当とされており、制度整備の趣旨に沿ってモバイル網を活用した固定電話が適切に提供されているかについて、この委員会での検証を行っていく考えが示されていると承知しているという考えをお示ししているところです。

続いて4番、同じくワイヤレス固定電話の提供地域の扱いに関連する御意見でした。1パラグラフ目は先ほど申し上げた答申の方針が書かれており、それを踏まえた上で2つ目のパラグラフ、「一方、光ファイバにつきましては国民生活・経済活動を支える基幹インフラであり、」それから次の行、「『デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）（令和5年4月25日総務省）』に基づく整備目標の光ファイバ世帯カバー率99.9%を2027年度末までに必ず達成すべく、光ファイバの整備・維持を進めるべきである」という御意見が寄せられています。

「このような状況の中、現在、光ファイバが整備されておらず将来的に国の整備計画等によって光化が見込まれているエリアにおいて、ワイヤレス固定電話が先行的に提供された場合、光化されたとしても同エリアでは既にワイヤレス固定電話の普及が進んでいることで、住民が光電話サービスを選択する機会が実質的に失われてしまう可能性がある」といったような御意見の上で、4つ目のパラグラフですが、「ワイヤレス固定電話においてはあくまでも光ファイバの敷設が著しく困難な地域や、一時的な代替手段として補完的に用いられるべきであり、NTT東西によるワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話などの無線の本格活用については、前述の政策目標が達成された後にすべき」といった御意見が寄せられました。

これに対して3ページ右側の審議会としての考え方について、まず、ワイヤレス固定電話の提供地域の扱いが限定的にされていることについての賛同の意が表されていまして、賛同の御意見として承った上で、光ファイバの整備につきましては総務省においてこれまでの未整備エリアの解消に向けて支援事業を実施してきており、現にワイヤレス固定電話が提供されているエリアかどうかを問わず、今後は目標に向けて取り組んでいくものと承知しているという考えをお示ししたいと考えています。

続きまして、ユニバーサルサービスのメニューの関係でもう一つ、5ページ目から6ページ目の意見の9が、ユニバーサルサービスのメニューとして、ブロードバンドのほうでモバイルの活用ということを検討してきたものについての意見になります。

「(一次答申案では)『無線を積極的に活用して効率的な整備・維持を図ることが必要かつ適当』なのは、『政府目標の実現に向けて取り組んだ後になお光ファイバが未整備の世帯』とされていることから、ユニバーサルサービスの提供のための安定的な通信インフラ基盤として整備・維持する対象はあくまで光ファイバであり、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の活用は、光ファイバの敷設が困難な場合の最終手段として位置づけられるものであることという趣旨でよいか、確認をしたい」という御意見です。

また、「ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)については、そのような未整備世帯において目標時期が経過する令和10年度からの開始を念頭に制度化を検討することが適当とされている一方、政府の方針として光ファイバの全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指すとされていることから、これが達成されない限り当該制度化は行われぬという趣旨でよいか」と確認の御意見が寄せられております。

これに対して、5ページ目から6ページ目にかけて、答申の内容を踏まえた考え方をお示ししています。まず、1点目につきまして、この審議会としては、ユニバーサルサービスの提供のための安定的な通信インフラ基盤の整備・維持には、効率化等の観点から光ファイバに加えてモバイル網の活用が必要という基本スタンスをお示ししています。その上で、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)については、その技術的な特性も踏まえて、光ファイバの未整備世帯においてユニバーサルサービスとしての制度化を検討することが適当との認識をお示ししています。

また、整備目標との関係について、光ファイバの整備については総務省においてこれまでも支援事業を実施してきており、今後もこの政府目標の達成に向けて取り組んでいくものと承知をしており、この審議会としては、この目標の達成状況も踏まえつつ、令和10年度からの開始を念頭に、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービスとしての制度化を検討することが適当との認識を改めてお示ししたいと考えております。

以上がユニバーサルサービスのメニューに関する意見の概略です。

続きまして、今回導入します最終保障提供責務の手続が答申の2つ目の柱でした。こちらについての御意見を幾つか紹介したいと思います。9ページ目の意見21番について、役務提供確認という、提供の求めに対して誰がユニバーサルサービスを提供するのか・しないのかをサービス区域に存在している事業者間で確認をする手続についての御意見です。

これの検討の進め方につきまして、区域内電気通信事業者ごとに役務提供確認の方法が異なる場合、手続きが煩雑になる、負担の増加やリードタイムの長期化によって利用者利便の低下にもつながる可能性がある、全ての区域内事業者で統一の方法とすることが望ましく、そのためにも全区域内事業者が事業者間会合の検討に参画いただけるよう、総務省の御協力をいただきたいという御意見です。それから、制度の運用開始までの間に、数百社と想定される区域内事業者との間で実現方法に係る多くの検討事項について合意形成を図っていくことは困難であるため、総務省においても事業者間会合の議論を踏まえ実現方法の評価をいただくなど、円滑な合意形成に向けた対応をいただきたいといった進め方に関する御意見をいただいています。

中身につきまして、各区域内事業者がどこで提供しているかという提供エリア情報については、既に各事業者が総務省に定期的に報告している情報を活用するなど、区域内事業者において新たな負担が生じない方向で検討を行いたいという御意見が寄せられています。それから、役務提供確認の仕組みの構築には一定の費用を要することが想定されるが、その費用については最終保障提供責務の実現に必要な不可欠なものとして、交付金による支援の対象として整理をしてほしいといった御意見をいただいています。

これに対する考え方として、役務提供確認の手続の検討につきまして、早急に事業者間会合の開催に向けた検討が進められていることについては歓迎の意を表したいと考えています。本審議会としても事業者間での連絡調整体制の整備、円滑な実施に向けて総務省が積極的な役割を果たすことを期待すると述べたいと思っています。この意見を提出された方を含めた関係事業者が積極的に参画する形で検討が進んで、実現方法に関する御意見の点も含め、着実かつ丁寧な議論が進むことを期待したいと思っています。役務提供確認の仕組みの構築に係る費用の財源の在り方については、最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方の観点からも検討を進めていくべきものと考えています。

それから、意見の24番、10ページ目です。利用者から提供の求めがあったときに、どなたも提供する事業者がいなくなったとき、最終保障提供責務として電気通信事業者が

提供するという仕組みですが、その最終保障の責務を負う事業者に対して、近隣の事業者が円滑に協力をするという仕組みに対する御意見です。

24番について、「制度を持続可能なものとするためには、事業規模等が異なる様々な近隣電気通信事業者においても持続的に協力可能な仕組みとすることが重要と考えているところ、設備提供等の協力の対価として支払われるべき具体的な料金の額について、事業者間の協議によって決定される中で適正な利潤を確保することは認められるべきと考えます。」

また、「例えばその料金の額は実費を基本とすることなど、合理的な水準であることを求める」、これが答申の記載内容ですが、「近隣電気通信事業者にとって仮に実費（原価相当）で協力を求められる場合、公正競争上の観点から以下のような懸念が想定され、合理的な水準として適当ではないと考えるため、慎重な検討を要望する」、さらに、「責務を担う競合事業者に対して原価情報を開示することと同義となり、公正競争に影響及ぼすおそれがある。通常、設備貸出しは、民民協議により適正利潤を含む料金を設定しているところ、貸出の条件・コスト構造が同一であるにも関わらず、責務の有無のみを理由として料金差を設ける場合、貸出事業者の事業運営や公正競争に影響を及ぼすおそれがある」といった具体的な懸念が寄せられています。

これに対してのこの審議会としての考え方ですが、最終保障電気通信事業者が必要な協力の対価として近隣電気通信事業者に支払うべき料金額については、具体的な金額はあくまで事業者間の協議によって決定されるものとしており、御指摘の適正な利潤を確保することを否定するものではないということは明確に申し述べたいと思っています。それから、合理的な水準を目指していくという答申内容になっていますが、この在り方については今回いただいた懸念も踏まえて引き続き検討していくといった考えをお示ししています。

最後に、交付金制度についての御意見を御紹介したいと思います。13ページ目から14ページ目にかけて、意見の34番があります。13ページの一番下について、「光ファイバ等の整備費（減価償却費）と維持費の双方を対象に、「必要十分な」水準として、収入費用方式により最終保障提供責務の履行に伴い生じる赤字の全額を交付金支援の対象とする整理に賛同」とした上で、幾つか具体的な示唆に富む意見をいただいています。

例えば2つ目ですが、最終保障提供責務の履行後にユーザーの解約や区域内事業者の提供エリアの拡大等の状況変化が生じた際に、仮に最終保障提供責務の前提条件を満たさなくなったとして交付金による支援の対象外とされる場合、一旦構築した投資を回収できなくなるため、こういう状況変化が生じたとしても最終保障提供責務の履行に要した費用は全額回収が可能な仕組みとしていただく必要があるという御意見であります。加えて、最終保障提供責務について、3行目から4行目にかけて、具体的な算定方法の検討に当たっては、算定の妥当性の観点のみならず算定に係る制度運用の負担軽減の観点を踏まえることも必要であるといった御示唆もいただいています。

最後に、交付金算定に用いる単価、それから係数についても、最終保障提供責務が生じるエリアが事業者の自主的な経営判断での提供が困難なエリアであることも踏まえ、エリア特有の状況についても考慮した上で妥当性の検証を行うことが適切といった、具体的な算定方法の検討に対する示唆もいただいています。

これに対し、この審議会としての考え方は13ページの一番下ですが、1つ目の御意見については賛同の御意見として承った上で、最終保障提供責務は、電気通信事業者が経営上の理由があっても電話やブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する義務を課すものであることを踏まえ、最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字については、必要十分かつ合理的な水準の額を交付金に補填することを基本的考え方、この一次答申案でまとめていただいている内容に立った上で、今回の示唆に富む御意見も踏まえつつ、交付金制度の詳細について検討していく考えということでお示しをしたいと考えています。

ほかにも詳細はいろいろありますが、主立ったところは以上になります。何卒、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡田部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

今回、一次報告書ということで、速やかに対応が必要なことについて、非常にタイトなスケジュールの中で委員の皆様、事業者の皆様、事務局の皆様に御検討いただいたものと承知しております。並行して二次報告書も検討が進められているところかと思いますが、大変短い中で非常にインテンシブに御検討をいただいた内容かと思えます。

荒牧先生、お願いいたします。

○荒牧委員　全体としては全く異存ございません。最後に御説明がありました意見、13ページ辺りの交付金のところで、交付金制度は今後いろいろと考え方がまとまっていくかと思いますが、こういった業者さんに交付金という制度ではなくて、例えば投資回収のための優遇税制措置とか、何かそういったもので個別に対応するという可能性は、検討の余地というのはあるのでしょうか。

○岡田部会長　ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○岸事業政策課調査官　荒牧先生、御質問ありがとうございます。いろいろな政策の選択肢があっただけのほうがいいかと思っていて、いわゆるユニバーサルサービスの維持を確保していくという政策に対して、設備を利用している事業者による負担というのが受益との関係から適切なのか、あるいは納税者の負担に帰することが適切なのか、いろいろな選択肢を排除しない議論というのは、私はあっていると思っていますので、今いただいた御示唆、これは一つ有力な検討の選択肢として受け止めて、柔軟に政策を練っていきたいと考えています。

○荒牧委員　どうもありがとうございます。割と税制のほうがタイムリーにというか、そういった迅速な対応も時によっては可能なこともあるので、ぜひ御検討いただければと思います。以上です。

○岡田部会長　　ありがとうございました。貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、特にこのほか御意見、御質問がないようですので、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料88-1-1の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表するとともに、資料88-1-2の一次答申案について、資料88-1-4の答申書（案）のとおり一次答申とすることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申し出ください。

特に御異議はないものと認めますので、ただいまの意見募集結果について了承するとともに、資料88-1-4の答申書（案）のとおり一次答申することといたします。どうもありがとうございました。

○大谷主査　　ありがとうございました。

○岡田部会長　　それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

○吉田電気通信事業部長　　総合通信基盤局電気通信事業部長の吉田でございます。岡田部会長をはじめ委員の皆様におかれましては、本日、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」につきまして一次答申をいただきましたこと、深くお礼申し上げます。

ユニバーサルサービス制度につきましては、昨年5月に公布されました改正電気通信事業法におきまして、最終保障提供責務の導入やこれに伴う交付金制度の見直しが行われることとなりました。これらの新たな制度の導入に向けまして、昨年7月に諮問させていただいて以降、大変精力的に御議論いただきまして、本当に感謝申し上げます。総務省といたしましては、本日いただきました一次答申に基づきまして、改正電気通信事業法の施行に向け下位法令の整備等に取り組み、ユニバーサルサービス制度を適切に運用してまいります。引き続きの御指導、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡田部会長　　吉田部長、どうもありがとうございました。

議決案件

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について

【令和7年6月17日付け諮問第1241号】

○岡田部会長　　それでは、次の議決案件に移らせていただきます。令和7年6月17日付け諮問第1241号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について審議いたします。

それでは、電気通信番号政策委員会の相田主査及び委員会事務局から御説明をお願い

いたします。

- 相田主査 電気通信番号政策委員会の主査を務めております、相田です。諮問第1241号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」のうち、モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度につきまして、電気通信番号政策委員会における検討結果を報告させていただきます。

本件は相互に関係がありますことから、モバイル網固定電話の技術的条件を検討している情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会と合同会議により検討を行い、関係事業者等へのヒアリングや論点整理を行い、その結果を資料88-2-1のとおり一つの報告書として取りまとめることとしました。

それでは、報告書の構成について私から御説明させていただきます。目次のとおり、Ⅰ、検討事項から、Ⅲ、検討経過につきましては、電気通信番号制度の要件などの検討事項や合同会議を行った両委員会の検討体制、これまでの会議の開催実績などについて記載しています。検討結果の具体的な内容は、Ⅳ、検討結果のところに記載されていまして、第1章及び第2章におきまして委員会ごとに整理すべき検討事項とその考え方を整理し、第3章で今後の検討に関する方向性を記載しています。電気通信番号政策委員会の主な検討結果は2.3に記載のとおりです。

この報告書のうちIPネットワーク設備委員会のほうでの検討事項につきましては、2月6日に開催した同委員会においてその内容が既に承認されており、本部会の後にまとめて意見募集にかけることを予定しています。

それでは、本部会の審議対象となります電気通信番号政策委員会の検討事項の詳細につきまして、同委員会の事務局から御説明をお願いいたします。

- 八代番号企画室長 事務局の番号企画室の八代と申します。よろしく願いいたします。今、相田主査から御説明いただきましたとおり、本報告書は携帯電話事業者が現在提供されているモバイル網を活用した固定電話、いわゆるモバイル網固定電話に関して、このサービスを新たにユニバーサルサービスに位置づけるに当たり、必要とされる技術的条件及び電気通信番号制度上の要件について、2つの委員会合同で検討したものとなります。こちらの概要に従って、電気通信番号制度の要件を中心に御説明させていただきたいと思っております。

検討に関する論点の全体です。まず、検討の開始といたしましては、ユニバーサルサービス政策委員会におきましてモバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置づけるに当たり、技術基準を検討するように示されたところでした。その際、ユニバーサルサービスとして求められる要件、不可欠性・低廉性・利用可能性に合致することも含め、検討するように視点が示されているところです。

検討事項といたしましては2つ、その下には書いています。1番目が技術的条件に関する事項、主に5つの事項について整理をしています。そして、この部会で御報告いたします

電気通信番号制度については2番目のポツです。モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度に関して、固定端末系伝送路設備の一端の設置要件について、電気通信番号制度上どのように取り扱うかということを検討したものとなっています。

まず5ページで、モバイル網固定電話の概要とサービスの内容について御説明させていただきます。ユニバーサルサービスとして位置づけられるために電気通信番号制度の検討をするに当たり、現行の電話サービスを前提といたしまして、どのようなサービスかというものを御説明させていただきます。1番目、既存の携帯電話網及び固定電話網を活用して転送により固定電話番号にて発着信をするというものでして、電話転送役務に該当するものです。また2ポツ目、利用者宅にターミナルアダプタを設置いたしまして、従来の固定電話端末を接続して利用できるものとなっています。この際、ターミナルアダプタの位置情報を確認することで固定電話番号の地理的識別性を担保することとなっています。

複数の携帯電話事業者が提供しているところですが、こちらは電話転送役務として比較的低廉な料金にて提供を行っているものとなっています。こちらは電話番号の制度の関係上、要求されている規律がありまして、真ん中に青色で示されている固定電話番号用の設備、加入者交換設備などが置かれています。NTTさんの局舎ですとかデータセンターなどに、固定端末系伝送路設備という、光ファイバなどを用いて電話転送に必要な設備などを契約者と同じ電話番号区画内、例えば東京03ですと03の区画内にこういった設備を置いておかなければならないという規律が課されています。こちらの要件について、費用面も含めて維持するのかどうかといったところを御検討いただいたものとなっています。

検討の内容につきましては、16ページで御説明をさせていただきます。論点といたしまして、先ほど申し上げた、こういった番号に関しての規律をどのように適用することが適切かというところを御議論いただきました。事業者及び構成員からの御意見を御紹介させていただきます。1番目と2番目につきましては、モバイル網を活用した固定電話のエリアを、こういった要件を撤廃することでモバイルエリア相当まで拡大できる可能性が生じ、より円滑かつ効率的なユニバーサルサービスの提供につながることから、こういった要件を緩和してほしいというような御要望です。

また、3点目も同様の御意見でして、こういった規律が負担となっており、将来的にモバイル網固定電話のサービス維持が困難になることが想定されるため、設置不要とする等の緩和を要望するというような御意見です。4点目は慎重にというような御意見でして、固定電話番号を利用した電話転送役務において、固定電話の容易な入手ですとか特殊詐欺等の悪用につながる可能性があることから、見直しは慎重に進めるべきといったような事業者からの御意見です。最後のポツです。構成員からの御意見といたしましては、

ユニバーサルサービスの観点から固定端末系伝送路設備の一端を番号区画に置く基準は緩和してよいのではないかというような御意見です。ただし、安価な転送電話サービスについては緩和しないほうが望ましいというような御意見です。

17 ページ目でございます。こちらは方向性についてまとめているものです。1点目のポツですけれども、既にユニバーサルサービスに位置づけられているワイヤレス固定電話につきましては、固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内の設置は要件とされていません。契約時に番号区画内に利用者の端末設備等が存在することを確認するということ、番号区画外の電気通信番号が利用者の端末設備等で利用されず、かつ番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないための技術的措置を講ずることというふうに変更されています。

これに倣いまして、ユニバーサルサービスとして位置づけるモバイル網固定電話につきましても、ユニバーサルサービスの低廉性、利用可能性を担保し、その効率的な提供を確保するためには、こういったサービスを、固定電話番号を使用した通常の転送役務とは別に位置づけ直すことが適当ということ、そして多大な費用を要すると見込まれる固定端末系伝送設備の一端の番号区画への設置は要件とはしないということが示されています。その代替措置といたしまして3点、確保すべきものについて御提示いただいています。

1点目、契約時に番号区画内に利用者の端末設備等が存在することの確認。2点目、番号区画外の電気通信番号が利用者の端末設備等で利用されないための技術的措置。具体的には、番号区画外のSIMカードを外から持ってきて使われないようにするために、認証により制御するとか、物理的にSIMカードの差し替えを行えないようにするなどの措置です。3点目としては、番号区画内から番号区画外に持ち出さないというもの、利用者の端末設備がその番号区画内で使われていることを担保するための技術的措置でございます。具体的にはGPSですとか基地局による測位によって端末設備がその番号区画内に存在しているということ、こういったことを確認するというような措置です。

こういったことを要件とし、既存の固定端末系伝送路設備の設置の要件を緩和することが適当であるということが示されています。その場合、こういったサービスを提供する事業者は提供エリアの拡大のための費用が削減となるということも踏まえて、ユニバーサルサービスの効率的な提供を行うことが適当であるということも併せて示されています。

3点目です。他の転送電話役務として転送にモバイル網を用いるものであっても、ユニバーサルサービスに位置づけられないものですとか、転送にモバイル網を用いていないMNOさんの着信転送サービスなどについては、引き続き、他の電話伝送役務と同様な位置づけとして検討を進めることが適当であり、こういった場合にはこういった規律については引き続き維持されるということが提言されています。

以上が番号制度に関しての提言内容でして、こちらは御審議いただいた後、答申案として意見公募に付していただくというような手続きをお願いできればと思っています。御説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○岡田部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。

モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置づけるに当たっての技術的要件、番号制度の在り方について御検討いただいたものです。

それでは、特に御意見、御質問はないようですので、現在定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料88-2-1を当部会の答申案とし、答申案について広く国民の皆様から御意見を募集することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申し出ください。

御異議ないようですので、ただいまの案について意見募集することとし、意見募集の期間や手続きなどについては事務局に御一任したいと思います。

閉　　会

○岡田部会長　　それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

○金子総合通信管理室長　　特にございません。

○岡田部会長　　それでは、これにて本日の会議を終了いたします。

なお、次回の日程につきましては開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

それでは、以上で閉会といたします。ありがとうございました。